

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	青垣町向(山垣)	平成 30 年 7 月	令和 4 年 7 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12.8 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	— ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	— ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	— ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	— ha
(備考)・現在、農地中間管理機構の活用は考えていない。	アンケート回答割合 (②/①)
	実質化済のため不要 %

2. 対象地区の課題

・農業者の高齢化が進んでおり、機械の更新を行わずに農業を辞める等、今後、農業者数が減少していくことが予想される。また、不在地主が徐々に増加している影響で、共同活動への参加人数が減少していることから、作業出役の負担が増している。当面 5 年間は農地の維持ができるが、その先の農地管理には不安がある。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・現在、地域の中心となる担い手が継続して管理して行くが、今後は、集積・集約化し効率的活用を図る必要がある。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	9 経営体
----	-------	-------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・今後、増々の農地の集積・集約が必要となってくる。
・後継者（担い手農家、認定農業者）の人材確保、育成、営農組合等が必要。